

山口県医療対策協議会医師配置調整部会設置要領

(設置)

第1条 山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則（昭和60年3月30日山口県規則第33号）に基づく修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けた者について、修学資金の返還免除のための勤務先医療機関の検討を行うため、山口県医療対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、山口県医療対策協議会に医師配置調整部会（以下「部会」という。）を設置し、もって、修学資金の返還免除対象となる公的医療機関等の医師確保を図り、地域医療の充実・確保に資する。

(部会)

第2条 部会は委員15人以内で組織する。

- 2 部会には部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会の会議の議長は、部会長をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことはできない。
- 6 議事は出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 7 部会の決議をもって協議会の決議とする。

(所掌事務)

第3条 部会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議する。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた者の返還免除のための勤務先医療機関の選定に関すること
- (2) その他関係必要事項に関すること

(委員)

第4条 要綱第7条第2項の規定により会長が指名する部会の委員は別表1の職にある者をもって充てる。

(専門委員)

第5条 専門的立場から意見を聴くため、部会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は部会長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、健康福祉部医療政策課で処理する。

附 則

この要領は、平成22年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

別表 1

山口県医療対策協議会医師配置調整部会委員

団体名	役職名
一般社団法人山口県医師会	会 長
国立病院機構岩国医療センター	院 長
厚生連周東総合病院	院 長
地域医療機能推進機構徳山中央病院	院 長
山口県立総合医療センター	院 長
山口大学医学部附属病院	病院長
済生会下関総合病院	院 長
厚生連長門総合病院	院 長
萩市立萩市民病院	院 長
山口県へき地医師確保対策連絡協議会	会 長